

公益社団法人流山市シルバー人材センター
役員の報酬等及び費用に関する規約

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人流山市シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第28条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員 総会で選任された理事のうち、この法人を主たる勤務場所とし、週3日以上このセンターの業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員 常勤役員以外のものをいう。
- (4) 報酬等 公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称を問わない。
- (5) 費用 職務の執行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、役員が事務局長を兼ねる場合は支給しない。

- 2 常勤役員の報酬は、月額とするものとし、非常勤役員に対しては、理事会出席等、必要の都度、定額を支給することができる。
- 3 役員には、役員賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の額)

第4条 常勤役員の報酬の額は、月額200,000円以内とする。

- 2 非常勤役員の報酬の額は、別表に定める金額の範囲内とする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬等の支給日は、社団法人流山市シルバー人材センターの職員の給与に関する規約（以下「職員給与規約」という。）第9条を準用するものとし、非常勤役員は必要の都度、支払う。

(報酬等の支払方法)

第6条 報酬等は通貨をもって支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人の申し出により積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 常勤役員の通勤費は、職員の給与に関する規約第15条（通勤手当）を準用する。

(費用)

第8条 役員がその職務の遂行にあたり要した費用については、これを支払う。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、役員報酬等及び費用に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附則

この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別 表

区 分	金 額
理事会に出席、又は、監査事務に従事した場合	1回 3,000円
その他、センター業務に従事した場合	1回 2,000円